

## 雲仙市宿泊税条例（素案）

### （宿泊税）

第1条 市は、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

### （用語）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって市長が別に定めるものをいう。

2 この条例において使用する用語は、前項に定めるもののほか、法及び雲仙市税条例（平成17年雲仙市条例第45号。以下「市税条例」という。）において使用する用語の例による。

### （納税義務者等）

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

### （課税免除）

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### （税率）

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊料金が5,000円未満である場合 100円
- (2) 宿泊料金が5,000円以上である場合 350円

### （課税標準額、税額等の端数計算）

第6条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の17第1項第4号及び第2項第9号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

### （徴収の方法）

第7条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

### （特別徴収義務者）

第8条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業（以下「旅館業等」という。）を営む者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。
- 3 特別徴収義務者は、宿泊施設において、宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

（特別徴収義務者の申告等）

第9条 旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあっては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- （2） 宿泊施設の所在地及び名称
- （3） 客室数その他設備の概要
- （4） 営業開始予定年月日（申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあっては、営業開始年月日）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があったときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。
- 3 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第10条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第11条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日以内とする。

(減免)

第12条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

(申告納入)

第13条 特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び当該申告書に係る納入金を納入書により納入(以下「申告納入」という。)をしなければならない。

- 2 特別徴収義務者は、申告納入をすべき宿泊税額が、市長が別に定める金額以下であることその他市長が別に定める要件に該当する者として市長の承認を受けた場合には、別表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税に係る前項の申告書を、同項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に申告納入をしなければならない。
- 3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入の手続)

第14条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第15条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受

ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

- 3 市長は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第16条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第13条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間、当該帳簿を保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類であつて、前項各号に掲げる事項を記載したものを作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第17条 宿泊税は、令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(雲仙市行政手続条例の適用除外)

第18条 宿泊税の賦課徴収に関する处分その他公権力の行使に当たる行為及び行政指導(雲仙市行政手続条例(平成17年雲仙市条例第11号)第2条第7号に規定する行政指導をいう。)に係る同条例の規定の適用については、市税条例の例による。

(市税条例の適用)

第19条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、市税条例の定めるところによる。

(使途の公表)

第20条 市長は、毎年度、宿泊税の使途及びその内容を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。  
(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から同日までの間ににおける宿泊については、適用しない。

(経過措置)

- 3 この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は、第9条第1項の規定にかかわらず、同日の前日までに同項各号に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 前項の申告書を提出した者は、当該申告書に記載した事項に異動があったときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。  
(準備行為)
- 5 第8条第2項の規定による指定及び第10条第1項の承認並びにこれらに關し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。  
(検討)
- 6 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合及びその後5年を経過するごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第13条関係）

| 宿泊税を徴収すべき期間   | 納入申告書及び納入金の提出期限 |
|---------------|-----------------|
| 12月1日から2月末日まで | 3月末日            |
| 3月1日から5月末日まで  | 6月末日            |
| 6月1日から8月末日まで  | 9月末日            |
| 9月1日から11月末日まで | 12月末日           |